

誓約書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

江南市長様

建築主住所

江南市赤童子町大堀 90

氏名

江南太郎

☎

0587 (54) 〇〇〇〇

説明年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

説明者氏名

江南花子

☎

0587 (54) 〇〇〇〇

通常、建築士などの設計者からの説明
となります。

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の後退について

このたび下記土地に建築物を建築するにあたり建築基準法第 42 条（道路の定義）及び同法第 44 条（道路内の建築制限）を承知しており、防火・避難及び通行の安全等の確保のため、後退した部分には建築物はもちろん、竣工後においても門、塀（ブロック塀、石造塀、板塀、ネットフェンス等）、石垣、擁壁等は築造しないことを誓約します。

記

1. 建築場所の地名地番

江南市赤童子町大堀 90

後退用地がかかる全ての筆について、
ご記入ください。

2. 後退した部分の面積

12.03 平方メートル

3. 添付書類

付近見取図、配置図

後退用地の面積の合計をご記入ください。

建築物等道路後退の遵守事項

敷地に接する道路幅員が4メートル未満ですので、建築物並びに門、塀（ブロック塀、石造塀、板塀、ネットフェンス等）、石垣、擁壁等は、必ず道路中心線から水平距離2メートル（当該道路中心線から水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等の道路側境界線及びその境界線から道路側に水平距離4メートル）後退して施工してください。

なお、疑問な点がありましたら市役所建築課までお尋ねください。

問合せ先 江南市都市整備部建築課
☎ 0587-54-1111
内 線 366（建築指導グループ）